平成２２年（フ）第１１０３号
名古屋市緑区黒沢台４丁目111番地　マンション緑黒石Ｃ棟402号
債務者　橋井　正記
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４０６号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目４番10―102号
債務者　岡崎　義一
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４号
熊本県球磨郡相良村大字四浦東2890番地１
債務者　堀川　五月
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２４７号
群馬県前橋市古市町１丁目８番地４
債務者　荒木　房枝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３９号
さいたま市大宮区土手町２丁目45番地　北フラット102号
債務者　折原　　宏
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　憲武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
愛知県岡崎市美合町字五本松36番地12　サンシティ光ケ丘ルグラン903
債務者　堀　彩由美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新海　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
熊本市長嶺南８丁目４番８―101号
債務者　井手　正秀
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７号
熊本県天草市有明町赤崎2201番地１
債務者　堀江　正造
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第７７２号
熊本市出水６丁目19番21号
債務者　西名　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５１５号
埼玉県久喜市北青柳622番地32、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地１丁目２番５―301号
債務者　浜林　祐輔
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
埼玉県北本市中丸１丁目２番地
債務者　原口　昌子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４７号
埼玉県蕨市中央６丁目７番８号　クリーンピア205号
債務者　安部　麻美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４８号
さいたま市南区大字円正寺187番地　グランデュール山崎Ｂ105
債務者　遠藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５３号
埼玉県上尾市本町４丁目11番２―308号　根貝戸団地
債務者　ナラハシ　ヨナシロ　アルベルト　フェルナンド
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
千葉県匝瑳市椿1268番地40　京ハイツ105
債務者　宮内　光美（旧姓藤代）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７９号
新潟県見附市本所１丁目15番49号
債務者　平石　廣行
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
新潟県柏崎市大字横山1987番地15
債務者　紺野亜祐美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係